# 《工場立地法の概要》

### 1. 目 的

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、 工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及 びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健 全な発展と国民の福祉に寄与すること。

### 2. 制度の仕組み

●企業においては、法第6条等に基づき、以下にある<u>特定工場</u>において、工場の新設・増設に関する届出義務がある。

### ※特定工場

・業種:製造業、電気・ガス・熱供給業者

・規模:敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

- ●届出を受けた市では、工場立地に関する準則にて定められている 各種規制値に適合しているか検証する。
  - ①敷地面積に対する生産施設の面積割合の上限 30~65%
  - ②敷地面積に対する緑地面積の割合の下限 20%
  - ③敷地面積に対する緑地を含む環境施設面積の割合の下限 25%
  - ※法施行(昭和49年以前)以前に設置された工場に対しては、 生産施設の変更の際、逐次緑地等の整備を求める措置が 設けられている。
- ●準則値に不適合等の場合、市は届出者に対し勧告(法第10条)し、従わない場合は変更命令(法第16条)をすることが出来る。変更命令に違反した場合、罰則規定(法第16条)あり。
- ●届出先

真岡市商工観光課商工業係 TeL0285-83-8134

#### 《参考》敷地利用の考え方

## 工場敷地



◎生産施設の敷地面積に対する割合の 上限が業種によって、

30,35,40,45,50,55,60,65% に決められる。

- ◎その他の施設(駐車場、事務所、研究所、倉庫等) に関する規制はない。
- ◎緑地面積の割合について
  - → 20%以上
  - ※市が地域の実情に応じて、
    - 5~30%の範囲で独自に設定可
- ◎緑地を含む環境施設の面積の割合について
  - → 25%以上(ただし、敷地周辺に15%以上)
  - → 25%のうち緑地20%以上、残りの5% は緑地又は緑地以外の環境施設(噴水、水 流等の修景施設、屋外運動場、広場、体 育館等屋内運動施設、企業博物館等教 養施設、雨水透施設及び太陽光発電施 設)
  - ※市が地域の実情に応じて、10~35%の範囲で独自に設定可











